

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（４８１））
2. 日時：平成２９年１１月１０日 １８時００分～１９時２０分
3. 場所：原子力規制庁 ９階南会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全規制調査官、正岡安全審査官、伊藤安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：経理・資材室 室長代理 他４名

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、「東海第二発電所の発電用原子炉設置変更（発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第４３条の３の６第１項（経理的基礎に係る部分に限る）基準への適合」について、提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- これまでに行ったヒアリングにおいて工事に必要な資金を確実に確保できる具体的な証拠の提出を求めているが、未だ提示がなされていない。過去、約１,０４０億円の借用に対して債務保証が必要となっている事実に戻れば、今回の工事資金の借用についても第三者の債務保証が必要となる可能性が高いと認識しており、誰が引き受けることとなり、その意思はどうかを含め、資金確保の見通しの根拠を提示すること。

- (2) 日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所の発電用原子炉設置変更に係る経理的基礎について
- ・ 東海第二発電所の発電用原子炉設置変更（発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第４３条の３の６第１項第２号（経理的基礎に係る部分に限る）基準への適合について
- ・ 原子炉設置変更許可における主要工事